



鹿島港外港地区
国際物流ターミナル整備事業
⑤

鹿島港

千葉港葛南中央地区
国際物流ターミナル整備事業
④

千葉港

川崎港

川崎港 東扇島～水江町地区
臨港道路整備事業
②

- 【凡例】
- 審議案件(再評価)
 - ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
 - ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
 - ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
 - ④: 再評価実施後3年間が経過している事業
 - ⑤: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業